

< 別添資料 1 > ベル系地域電話会社の自エリア内発長距離サービスの参入  
- ベルアトランティックの事例 -

# ベルアトランティックによるニューヨーク州における第271条申請認可フロー

ベルアトランティック

1997年2月13日ベルアトランティック、ニューヨーク州  
公益事業委員会に第271条申請書案を提出

申請書  
案提出

申請時の審査

関係者との合同会議、パブリックコメント、第三者機関（KPMG）によるOSSに関する審査等

1999年9月29日ベルアトランティック  
FCCに第271条申請書を提出

申請書  
提出

州公益事業委員会

1999年10月18日ニューヨーク州公益事業委員会はベルア  
トランティックの申請が第271条を満たしていると評価

司法省

協議

FCC

協議

1999年11月1日内容を承認

審査

パブリックコメント

FCCは申請書が提出されてから90日  
以内に書面による決定を行わなければ  
ならない。【通信法第271条(d)(3)】

承認後においても、第271条の要件に適合し  
なくなっているとFCCが判断した場合、不備  
の是正命令、罰則、承認の一時停止又は取消  
される場合もある。【通信法第271条(d)(6)】

1999年11月21日FCCによる第271条申請承認決定

承認

承認後の月毎の審査

承認後も、ベルアトランティックは、ニューヨーク州公益事業委  
員会に月毎に152の評価方法に基づくパフォーマンスデータを報告  
しなければならない。【<http://www.dps.state.ny.us/39212.pdf>】

ベルアトランティック  
ニューヨーク州内発長距離参入

## 【米国通信法第271条関連】

### ベル系地域電話会社の自エリア内発長距離サービスの参入要件

- 1．自エリア内に設備ベースの競争事業者が存在
- 2．14項目のチェックリスト
- 3．子会社分離要件
- 4．公共の利益

【通信法第271条(c)項(1)(A)等】

1 . 自エリア内に設備ベースの競争事業者が存在

## 自エリア内に設備ベースの競争事業者が存在

### 通信法第271条(c)項(1)(A)

(A) 施設ベースの競争者の存在 - 住宅用又は事業用加入者に対する（交換アクセスを除き、第3条（「定義」）第(47)号（「区域内電話サービス」）(A)で定義する）区域内電話サービスについて競争する一社以上の非関連会社の提供者のネットワーク施設に対するベル系運用会社による自社のネットワーク施設へのアクセス及び相互接続を提供する条件を定めた、第252条に基づいて承認された一つ以上の拘束力のある協定をベル系運用会社が締結している場合は、当該ベル系運用会社は、本(1)（「協定又は宣言」）の条件に適合している。本(A)の適用上、競争事業者は、もっぱら自社の電話サービス施設によって、又は他の通信事業者の通信サービスの再販売との組合せにより、主として自社の電話サービス施設によって、電話サービスを提供することができる。本(A)の適用上、委員会規則第22部K節（47 C.F.R. 22.901以下）〔セルラー・サービスに関する要求事項及び制限〕に従って提供されるサービスは、電話サービスとはみなさない。

〔 参考資料を別添に示します。 〕

【通信法第271(c)項(2)(B)等】

## 2 . 14項目のチェックリスト

## 14項目のチェックリスト総括表

米国では、ベル系地域電話会社が自営業エリア内発の長距離サービスに進出する場合、事前に14項目からなるチェックリストの全てをクリアする必要があります。

### 14項目のチェックリスト：米国通信法第271条(c)項(2)(B)

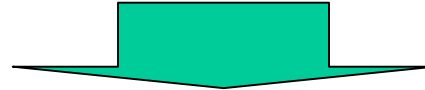
1	自社へ提供する相互接続と同じ条件での競争相手への相互接続の提供
2	競争相手によるネットワーク構成要素への差別のないアクセス
3	RBOCの電柱、管路、導管、線路用地使用権への競争相手による差別のないアクセス
4	市内交換等のサービスからアンバンドルされた、電話局から顧客宅内への加入者回線による伝送
5	交換サービスなどからアンバンドルされた、地域電話会社の有線交換機からの局間伝送（区域内伝送）
6	局間伝送、加入者回線伝送などのサービスからアンバンドルされた市内交換
7	911番緊急サービス、電話番号案内サービス、オペレータ接続サービスへの差別のないアクセス
8	他の電話会社の電話交換サービスの顧客を合理的な条件でアルファベット順電話帳（White Pages directory）への掲載
9	（電話番号付与に関するガイドライン、計画または規則が発行されるまでの間）他の電話会社の顧客へ割り当てる電話番号への差別のないアクセス
10	呼のルーティングや接続に必要なデータベースや関連信号への差別のないアクセス
11	（FCCが電話番号のポータビリティを義務づける規則を発行するまでの間）遠隔呼転送サービスまたは同等な方法による番号のポータビリティ
12	要請している電話会社が平等なローカル・ダイヤル方法を実施するために必要なサービスや情報への差別のないアクセス
13	伝送料及び着信料に関連する費用の相互回収（平等な条件）
14	新法に基づく電気通信サービスの再販

訳は仮訳。

# 14項目のチェックリスト ~ ( ) 自社へ提供する相互接続と同じ条件での競争相手への相互接続の提供 ~

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

第251条(c)項(2)及び第252条(d)項(1)の要件に従った相互接続。



## 第251条(c)項(2)

第251条(「相互接続」)

(c) (「既存地域電話会社の追加義務」)

(2)相互接続 要請するいかなる電気通信事業者の施設及び設備に対しても、地域電話会社のネットワークとの相互接続を次のすべての条件により提供する義務

(A)地域電話サービス及び交換アクセスの送信及び経路選択のため

(B)通信業者のネットワーク内のあらゆる技術的に実行可能な地点において

(C)地域電話会社自らに対し又は当該地域通信事業者が相互接続を提供しているあらゆる子会社、関連会社その他のいかなる相手方に対しても、地域電話会社が提供している相互接続と品質において少なくとも同一であるように

(D)当該協定の条件並びに本条及び第252条の条件に従って、公正、合理的で非差別的な料金及び条件に基づき

## 第252条(d)項(1)

第252条(「交渉、仲裁及び協定の手続き」)

(d) (「料金決定基準」)

(1)相互接続及びネットワーク要素の料金 - 州委員会による第251条(c)項(2)の施設及び機器の相互接続の正当かつ妥当な料金、及び同条(c)項(3)のネットワーク要素の正当かつ妥当な料金の決定は、次による。

(A)次に該当しなければならない。

( )相互接続又はネットワーク要素(いずれか該当する方)を提供する費用(報酬率その他のレートベースを基礎とする手続きによらずに決定される。)に基づいていること。

( )非差別的であること。

(B)妥当な利益を含めることができる。



# 14項目のチェックリスト ~ ( ) 自社へ提供する相互接続と同じ条件での競争相手への相互接続の提供 ~

## LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

### ベルアトランティック

- ・7月を通してベルアトランティックは、本年度の約3分の1の量にあたる349,000の相互接続中継線を、37の競争的事業者に提供した。
- ・急激な需要の増加に直面している中で、ベルアトランティックは相互接続中継線を時間通りに提供している。
- ・1999年の最初の7ヵ月間において、ベルアトランティックは競争的事業者への相互接続中継線の提供期限日の99%以上を満たした。
- ・事実、(PSCによる)192件にのぼる調査でも、ベルアトランティックはPSCによって承認された「18日」の期間より早く中継線を提供している。これはベルアトランティック自身の市外事業者顧客にFeature Group D trunksを提供するよりも早い期限での提供である。
- ・さらに、現在ベルアトランティックは競争的事業者からの注文を全く滞らせていない。
- ・予想される将来の需要に備えて、ベルアトランティックは今年600,000、来年は500,000中継線端子以上まで、相互接続中継線の交換機への取り付け能力を拡大している。
- ・ベルアトランティックは自身に提供するよりも良いサービスを競争的事業者に対して提供している。  
(他にコロケーションに関する内容もあり。)

訳は仮訳。

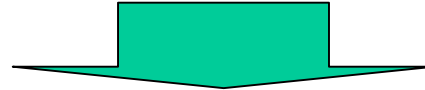
(概略)

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

# 14項目のチェックリスト ~ ( ) 競争相手によるネットワーク構成要素への差別のないアクセス ~

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

第251条(c)項(3)及び第252条(d)項(1)の要件に従ったネットワーク構成要素への非差別的アクセス。



## 第251条(c)項(3)

第251条(「相互接続」)

(c) (「既存地域電話会社の追加義務」)

- (3) アンバンドルされたアクセス - 電気通信サービスの提供において、当該協定の条件並びに本条及び第252条の条件に従って、公正、合理的で非差別的な料金及び条件によって、あらゆる技術的に実行可能な地点で、アンバンドル・ベースで、ネットワーク構成要素への非差別的なアクセスを、要請するいかなる電気通信事業者に対しても提供する義務。既存地域電話会社は、当該電気通信サービスを提供するため、要請する通信事業者が当該構成要素を組み合わせることを認めるような方法でアンバンドルされたネットワーク構成要素を提供しなければならない。

## 第252条(d)項(1)

第252条(「交渉、仲裁及び協定の手続き」)

(d) (「料金決定基準」)

- (1) 相互接続及びネットワーク要素の料金 - 州委員会による第251条(c)項(2)の施設及び機器の相互接続の正当かつ妥当な料金、及び同条(c)項(3)のネットワーク要素の正当かつ妥当な料金の決定は、次による。

(A) 次に該当しなければならない。

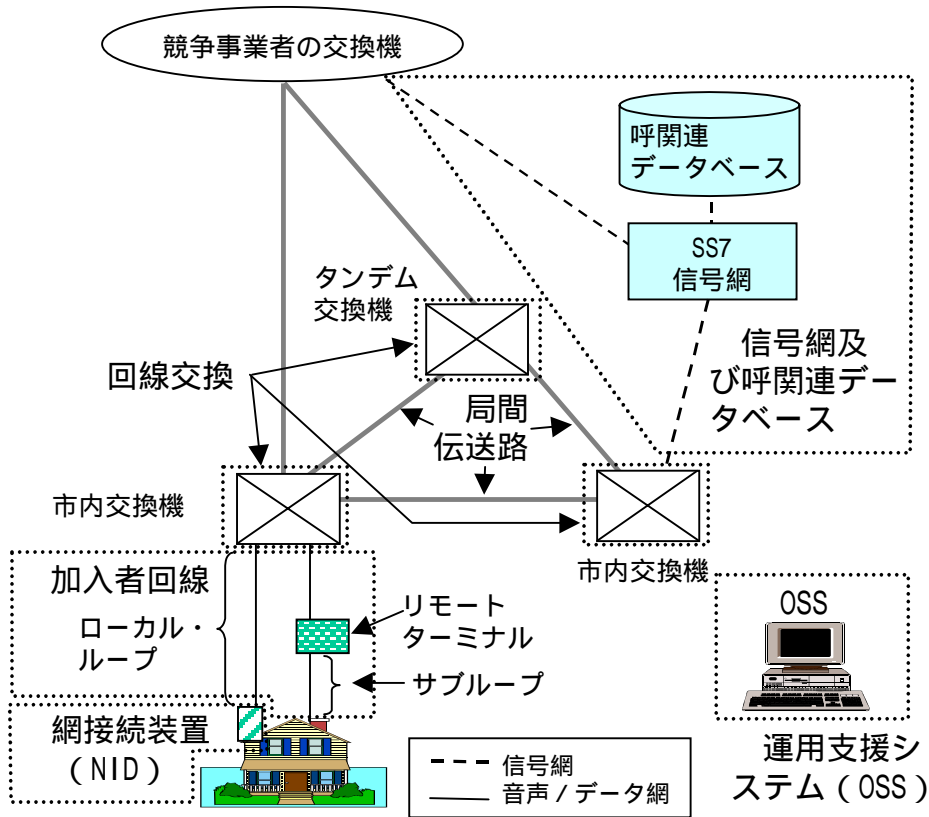
( ) 相互接続またはネットワーク要素(いずれか該当する方)を提供する費用(報酬率その他のレートベースを基礎とする手続きによらずに決定される。)に基づいていること。

( ) 非差別的であること。

(B) 妥当な利益を含めることができる。

# 14項目のチェックリスト ~ ( ) 競争相手によるネットワーク構成要素への差別のないアクセス ~

## ネットワーク（アンバンドル構成）要素（UNE）の範囲と定義



UNEの定義	提供内容	FCC規則
加入者回線（ローカル・ループ）	一般電話回線、広帯域回線、xDSL提供可能回線、ダークファイバー、屋内配線を含む。加入者回線の高周波数部分のアンバンドルについては、別の手続きで審議中。また、ローカル・ループの一部であるサブ・ループのあらゆる地点での適用も義務に含まれる。具体的には、電柱やベデスタル、網接続装置（NID）、顧客構内への最低限のエントリーポイント、公益事業者の建物内、リモートターミナル、controlled environment vaultなどに装置されたfeeder distribution interface、などである。	第51.319条(a)
網接続装置（NID）	網接続装置（NID）とは、加入者回線設備を屋内配線に接続する装置である。	第51.319条(b)
回線交換	市内交換及び中継交換を含む。ただし、以下の場合は提供義務なし。 ・米国上位50都市部のうち人口密度の高い地域で4社以上の企業エンドユーザーが利用している交換機であり、かつ既存地域通信事業者がEELs（アンバンドルループ、多重化/集線装置、専用伝送を組み合わせたもの）を非差別的かつコストベースで提供している場合。EELsを購入することにより新規参入者は、既存地域事業者の局舎ごとにコロケートする必要がなくなる。	第51.319条(c)
局間伝送路	ダークファイバーを含む局間伝送設備もしくは局間伝送路で、回線交換がUNEとして提供されている場合は、既存地域通信事業者を含む1社以上の事業者との伝送路もしくは局間伝送設備の共有もアンバンドルしなければならない。	第51.319条(d)
信号網及び呼関連データベース	アンバンドルされた市内交換機や信号の結合・伝送部分の提供。信号リンクおよびSTPを、アンバンドル交換機能と一緒に、もしくは単独で提供しなければならない。呼関連データベースには、回線情報（LIDB）、トルフリー通話データベース、オペレーターサービス/番号案内データベース、アドバンテストインテリジェンスネットワーク（AIN）データベース、およびAINプラットフォーム・アーキテクチャが含まれる。	第51.319条(e)
運用支援システム（OSS）	運用支援システム（OSS）、プレオーダー、オーダー、提供、メンテナンスと修理、課金などの機能からなり、既存地域通信事業者のデータベース及び情報によってサポートされる。OSSには、既存地域通信事業者のデータベース等に含まれる、高度サービスの提供のために必要な加入者回線の品質情報へのアクセスが含まれる。	第51.319条(f)

1999年12月、FCCオーダー（FCC 99-238）により、アンバンドルネットワーク要素が再定義された。これは、1999年1月、連邦最高裁、FCCに対し既存地域通信事業者が競争事業者に対して提供するアンバンドルネットワーク要素（UNE）を再検討するよう命じたことに対応するものである。

【FCCオーダー（FCC 96-325, FCC 99-238, ニュースリリースを含む）、FCC規則第51.319条】

# 14項目のチェックリスト

～ ( ) 競争相手によるネットワーク構成要素への差別のないアクセス：OSS (運用支援システム) の例～

## OSS

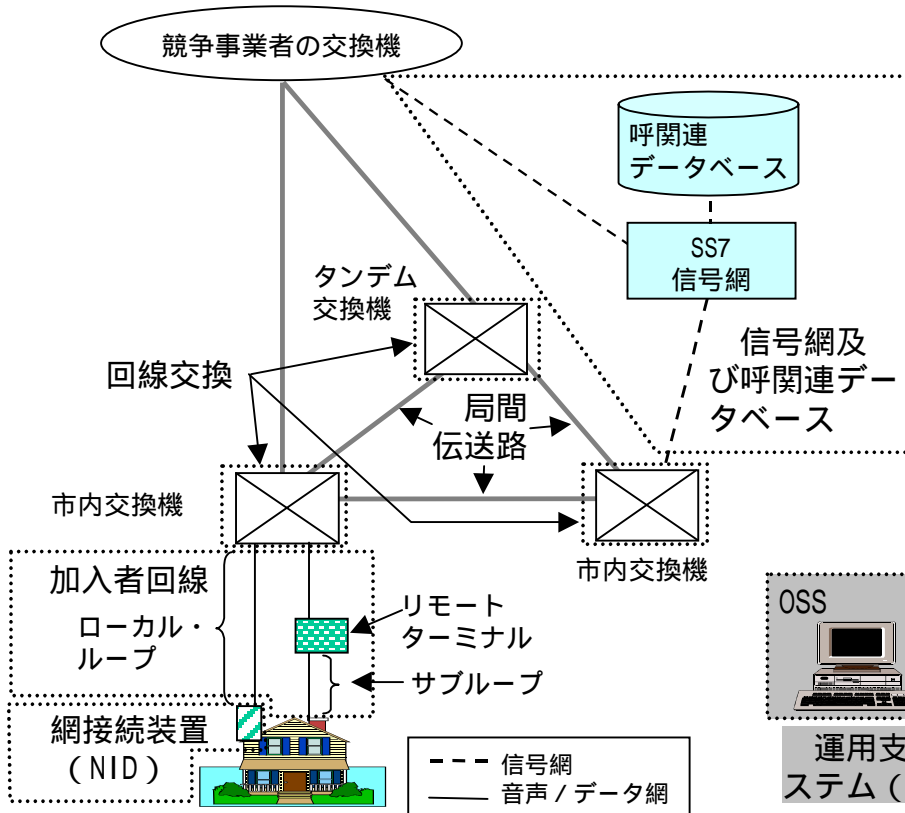
OSS (運用支援システム) とは、UNEs (アンバンドルされたネットワーク構成要素) の一つである。

【FCC96-325 para.516を基に作成】

UNEs (アンバンドルされたネットワーク構成要素) へのアクセスは、既存地域事業者に対する相互接続義務の一つであり、また、ベル系地域事業者に対する長距離サービス申請時の要件である14項目のチェックリストの一つでもある。

【米国通信法第251条(c)項(3) / 第271条(c)項(2)(B)を基に作成】

### ネットワーク構成要素のアンバンドル (ここではOSSの例)



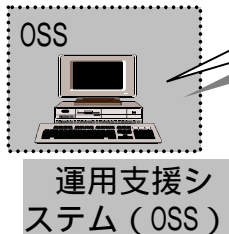
### FCC規則 § 51.319 特定のアンバンドル要請

既存地域事業者は、FCC規則 § 51.319及び通信法第251条(c)項(3)に基づき、以下のネットワーク要素への非差別的なアクセスを、アンバンドルベースで、電気通信サービスの提供のために要請するいかなる電気通信事業者に対しても提供しなければならない。

#### (f) OSS (運用支援システム) の機能

(1)OSS (運用支援システム) の機能は、既存地域事業者が持つデータベース、情報によってサポートされるプレオーダー、オーダー、提供、メンテナンスと修理、課金の各機能からなる。

【出典：FCC規則 § 51.319】



LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

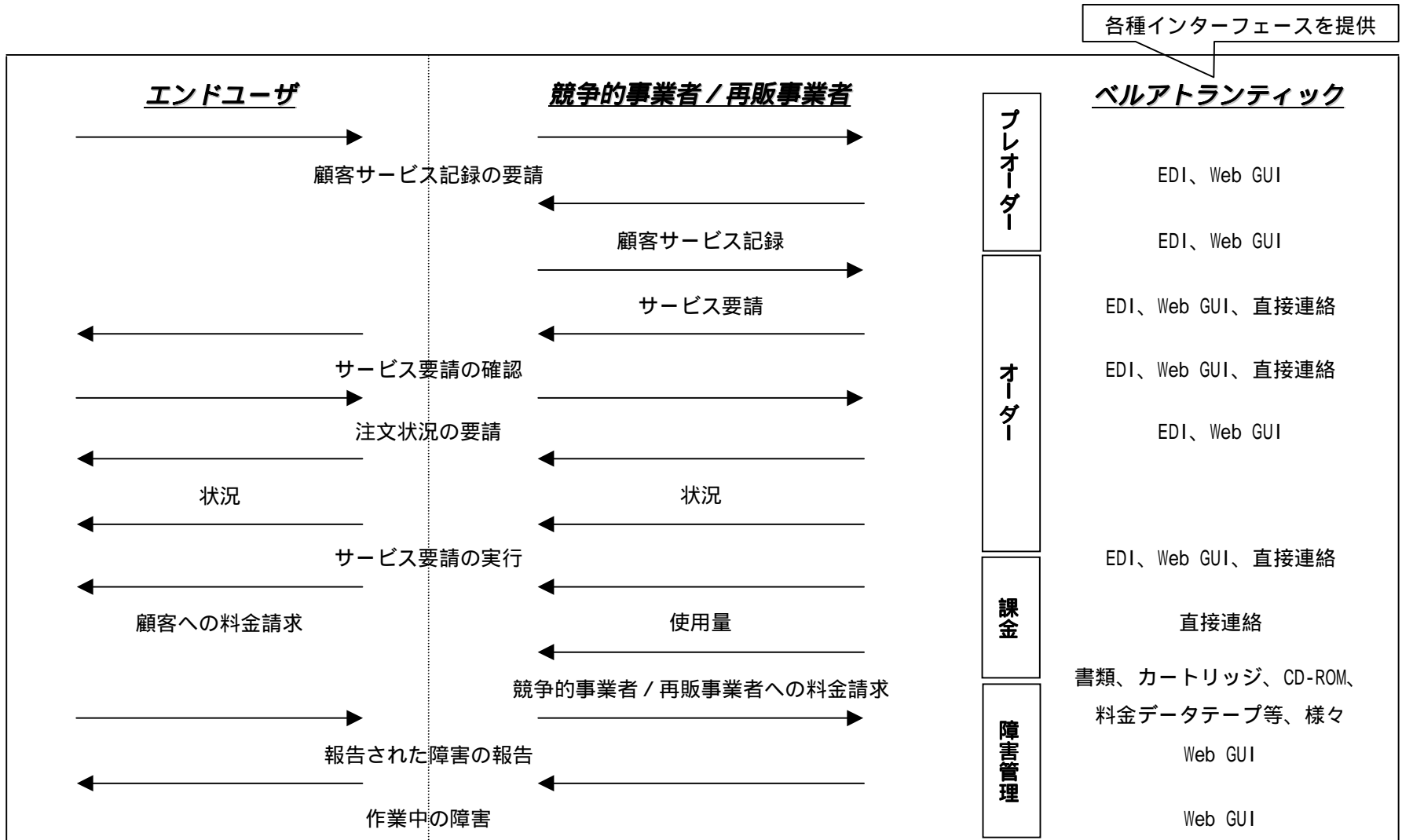
- ・ベルアトランティックのオーダーのシステムは、一日当たり5,000件以上のオーダーの処理を行っており、同社のプレオーダーのシステムは1999年の最初の7ヶ月だけで1,000,000件以上の処理を行った。
- ・1999年の最初の7ヵ月間で、ベルアトランティックは既存インターフェースを通じて1,300,000以上のプレオーダーの処理を行った。
- ・さらに、ベルアトランティックは既にプレオーダーの処理能力を高めるための策を講じている。
- ・これらの高度化の結果、プレオーダーの返答速度はKPMG（第三者審査機関）の予想をこえて、継続して改善されている。
- ・KPMGは、ベルアトランティックのプレオーダーのシステムは取引量及び加入者の急激な増加に適應するだけの能力があると評価した。
- ・ベルアトランティックのオーダーのインターフェースにより、競争的事業者はプレオーダーとオーダーの機能を自身のシステムに統合することが可能となる。
- ・1999年の最初の7ヵ月間で、ベルアトランティックは60,000以上の再販回線、125,000以上のUNEプラットフォーム回線、17,000以上の単独の加入者回線のオーダーを処理した。
- ・競争的事業者がベルアトランティックのオーダーのためのインターフェースを通して提出する全てのオーダーは、オーダー処理の様々な段階において、自動的にエラーをチェックされる。
- ・ベルアトランティックは99%以上の完了通知を、PSCによって定められた基準以内に返した。
- ・KPMGは「通常及びピーク時 volume tests」の間、全注文確認の97%、全エラーメッセージの98%が時間通りに返されていることを認めた。
- ・ベルアトランティックはサービスを時間通りに提供するだけでなく、技術上又は他のエラーが生じる頻度も、ベルアトランティックが自身のサービスを用意する際に経験する頻度よりも低い。
- ・ベルアトランティックは現在、1ヶ月当たり約40,000件の競争的事業者からのメンテナンス取引を処理している。
- ・競争的事業者の顧客に問題が生じる際、ベルアトランティックは自身の顧客が生じる問題の修理に要する時間とおおよそ同様の時間で問題の修理を行う。

訳は仮訳。

(概略)

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

## < 参考 > OSSの仕組み



【出典：[http://www.bellatlantic.com/wholesale/html/handbooks/clec\\_resale/cr2toc.htm](http://www.bellatlantic.com/wholesale/html/handbooks/clec_resale/cr2toc.htm)】

# 14項目のチェックリスト ~ ( ) RBOCの電柱、管路、導管、線路用地使用権への競争相手による差別のないアクセス~

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

第224条の要件に従ったベル系運用会社が所有し又は管理する電柱、管路、導管及び公道使用権への公正かつ合理的な料金による非差別的アクセス。

電柱添架の規制

LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

- ・1999年、ベルアトランティックはニューヨークにおいて、818,000件の電柱添架、3,900,000フィートの管路敷設を、24の競争的事業者、及び139のケーブル会社に提供した。
- ・ほとんどの州において、ベルアトランティック自身が電柱、管路及び用地へのアクセスを提供している。
- ・75%以上の場合、ベルアトランティックは自身のネットワーク内において、競争的事業者による電柱、管路利用の要請に対し空き容量を提供することが出来る。スペースが利用可能とみなされた場合、ベルアトランティックは競争的事業者に対し即座にアクセスを提供する。
- ・それ以外の場合、改造工事及び新規工事が必要と考えられる。その場合、ベルアトランティックが作業を行うか、もしくは競争的事業者自身が作業を行うことを許可する。
- ・今年の間これまでのところ、ベルアトランティックは全改造工事の許可に対し、標準のライセンス契約に規定されている基準期間内に作業を遂行している。
- ・期間を遵守する結果、ベルアトランティックは一貫して競争的事業者に対する改造及び新規工事を、自身に提供するよりもかなり早く完了している。
- ・ベルアトランティック及びEmpire City Subwayは、電柱、管路及び用地に関する将来の需要を満たすための人員を有している。
- ・ベルアトランティックは1997年以来着実に工事作業要員を増加させており、現在では1年平均180,000件の電柱添架を行う能力がある。
- ・ベルアトランティックが改造工事を行わなければならない場合でさえ、その作業時間がベルアトランティックの総工事作業時間全体に占める割合は2%以下である。

訳は仮訳。

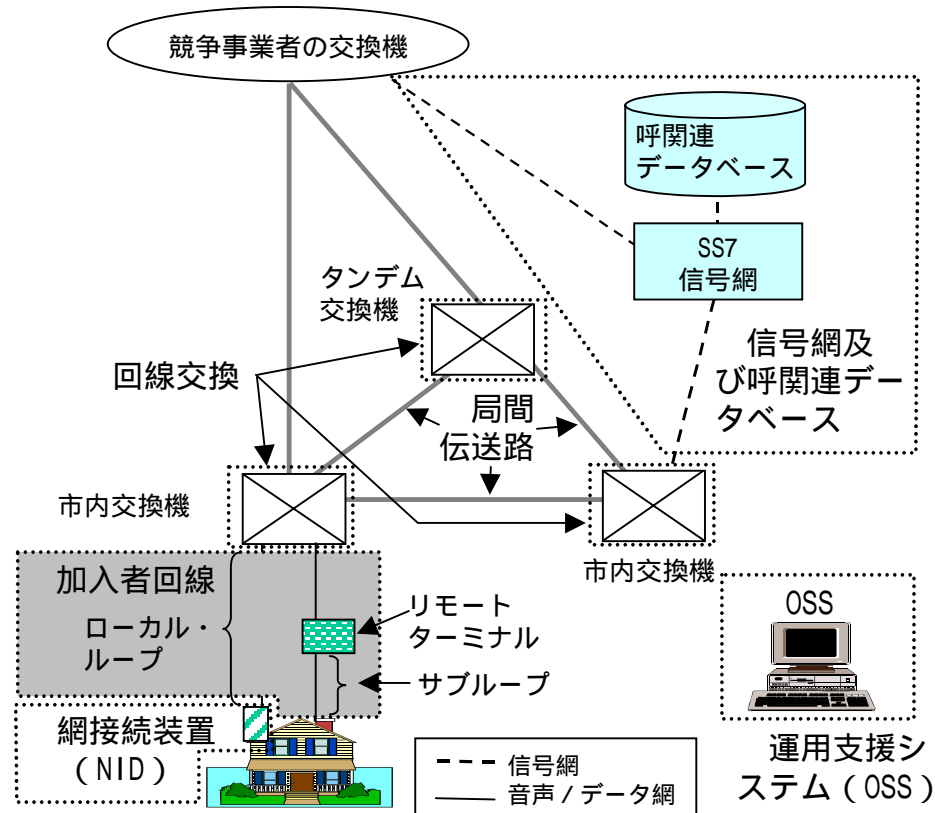
(概略)

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

区域内交換サービスその他のサービスからアンバンドルされた交換局から顧客宅内までの加入者回線伝送。

## 加入者回線のアンバンドル





## LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

## ベルアトランティック

- ・7月だけで、ベルアトランティックは44,000回線のアンバンドルされた単独の加入者回線を提供している。
- ・さらに、ベルアトランティックはこれまでに、UNEプラットフォームの一部として更に152,000の加入者回線を提供している。
- ・1999年の5月から8月の間にベルアトランティックは、UNEプラットフォームの一部として提供された86,000を含む、97,000のアンバンドルされた加入者回線を提供した。
- ・急速な需要の増加に直面している中で、ベルアトランティックはアンバンドルされた加入者回線（プラットフォームを含む）を、一貫して時間通りに提供している。
- ・ニューヨークPSCに報告された“missed appointment”評価が示す様に、ベルアトランティックは競争的事業者からのアンバンドルされた加入者回線の注文に対し敷設期限を満たしており、競争的事業者に対する設置期限の遵守率は、自身の小売注文よりも高い。
- ・8月を通して、ベルアトランティックはADSLに特化したアンバンドルされた加入者回線約520回線を、6事業者に対して提供した。
- ・さらにベルアトランティックは、自身の小売マーケティング担当者が知り得るものと同じか又はそれ以上の加入者回線に関する“適性化”情報を競争的事業者に対して提供している。

訳は仮訳。

(概略)

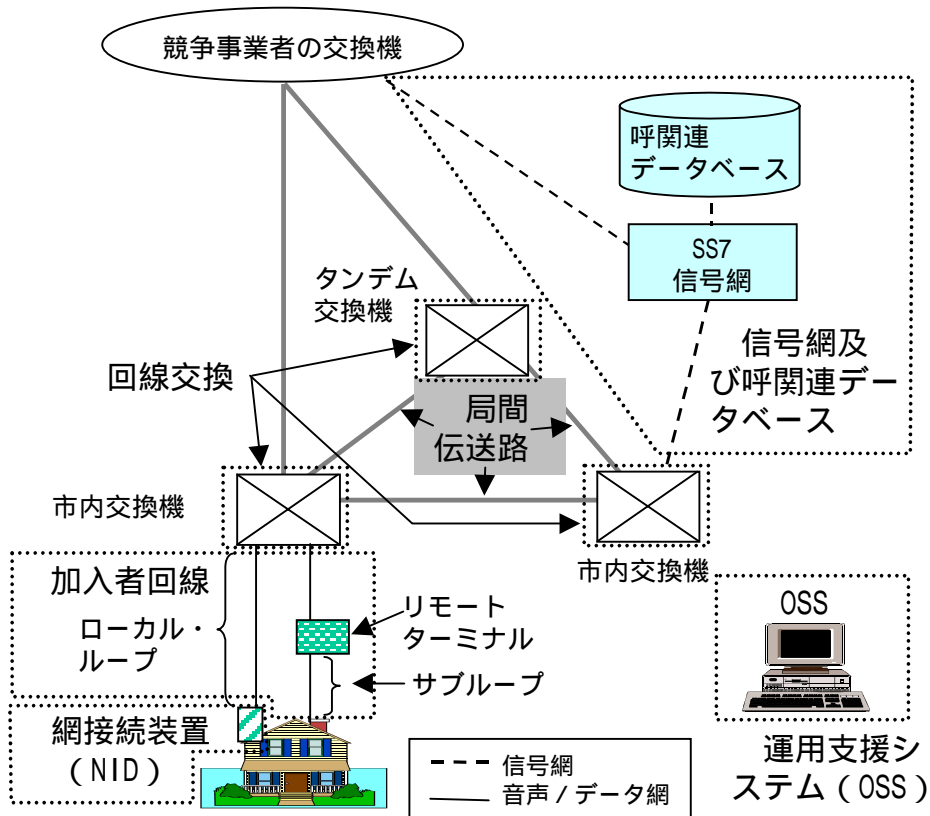
【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

# 14項目のチェックリスト ~ ( ) 交換サービス等からアンバンドルされた、地域電話会社の有線交換機からの局間伝送 ( 区域内伝送 ) ~

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

交換サービスその他のサービスからアンバンドルされた有線系電話会社の交換機の中継線側からの区域内伝送。

局間伝送路のアンバンドル



# 14項目のチェックリスト ~ ( ) 交換サービス等からアンバンドルされた、地域電話会社の有線交換機からの局間伝送 ( 区域内伝送 ) ~

## LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

### ベルアトランティック

- ・ベルアトランティックは、競争的事業者に提供している152,000以上のアンバンドルされた地域交換ポートにおいて、共有伝送路を提供している。
- ・共有伝送路はプラットフォームの一部として提供されているため、共有加入者回線、アンバンドルされた交換機と同時に提供される。
- ・ベルアトランティックは、競争的事業者が要請した時間通りにこれらの加入者回線を提供しており、アンバンドルされた共有伝送路についても同様である。
- ・6月、7月、8月の間に、ベルアトランティックはUNEプラットフォーム ( 及び共有伝送路を含む ) の注文の99%を完了している。
- ・ベルアトランティックはまた、325の専用地域伝送設備を競争的事業者に提供している。
- ・専用伝送の場合、ベルアトランティックの最も類似した小売のアナログと比較すると、現在ベルアトランティックは自身への期限を満たす頻度よりも高い頻度で、競争的事業者への期限を満たしている。
- ・さらに卸売り、小売注文も同様に処理能力を改善するために、ベルアトランティックは1999年度において、1998年度比130%増の、大規模な新しい局間設備の増設を行っている。
- ・この工事の約半分はその年の前半に完了している。
- ・8月において、ベルアトランティックのアンバンドルされた地域伝送への注文に対し、時間通りに完了した割合は自身の小売サービスよりも高い割合であった。

訳は仮訳。

( 概略 )

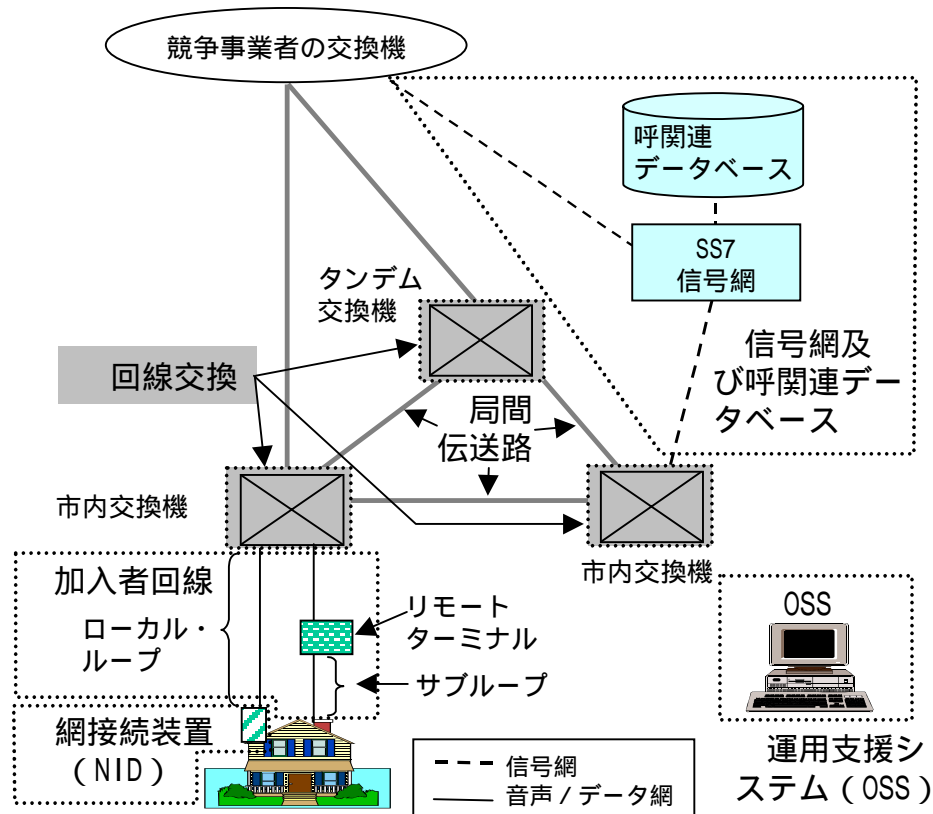
【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

# 14項目のチェックリスト ~ ( ) 局間伝送、加入者回線伝送などのサービスからアンバンドルされた市内交換 ~

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

中継線伝送、加入者回線伝送その他のサービスからアンバンドルされた区域内交換。

## 回線交換のアンバンドル



LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

- ベルアトランティックはニューヨークにおいて、152,000以上のアンバンドルされた地域交換要素を提供している。そのうちの約50の交換を除くすべての交換は、加入者回線を含むUNEプラットフォームの一部として提供されている。
- アンバンドルされた加入者回線及び伝送と同様、ベルアトランティックは地域交換要素（事実上、その全てはプラットフォームの一部として提供されている）を一貫して時間通りに提供している。
- 6月から8月の間に、ベルアトランティックは99%以上のアンバンドルされた交換ポートを期限内に提供している。
- ベルアトランティックはまた、少なくとも自身の小売注文の期限を満たす頻度と同じ頻度で、一貫してアンバンドルされた交換の注文に対し設置期限を満たしている。
- さらにKPMGは、ベルアトランティックが1年当り570,130以上の注文に対処できる様に備えていることを確認した。

訳は仮訳。

(概略)

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

# 14項目のチェックリスト

～ ( ) 911番緊急サービス、電話番号案内サービス、オペレータ接続サービスへの差別のないアクセス～

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

次の各サービスに対する非差別的アクセス。

- 1 911サービス及びE911サービス。
- 2 他の通信事業者の顧客が電話番号を知るための番号案内。

LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

## 911とE911

- ・ベルアトランティックは競争的事業者に対し、タリフ、相互接続合意に基づいて、911/E911サービス及びデータベースへの非差別的アクセスを提供している。
- ・1999年の7月、ニューヨークにおいて、自前の交換機を有する競争的事業者は651,000以上のE911加入者の掲載を行った。
- ・自前の交換機を持つそうした競争的事業者は、自身のE911データベースへの入力に対して責任を負う。
- ・ベルアトランティックは、現在のところこれらの競争的事業者のうち29社に対し、情報入力に関してベルアトランティックと同等の能力を持つことを可能にする電子的インターフェースを提供している。
- ・ベルアトランティックは競争的事業者のために、自身の顧客データを入力する際と全く同様の方法で、必要なE911に関する全データを入力しており、情報がE911データベースに置かれた際のエラーを最小限にするための広範な措置を講じている。
- ・加えて、ベルアトランティックは、ベルアトランティックの911/E911中継交換機と接続するための、822の911/E911中継線を26の競争的事業者に提供している。
- ・ベルアトランティックは中継線の提供を、全般的に相互接続中継線の基準期間内に行っており、1999年の最初の8ヶ月において、競争事業者への設置に要した平均時間は、自身の小売中継線の設置に要した時間よりも短かった。

訳は仮訳。

(概略)

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

## LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

## ベルアトランティック

電話番号案内

- ・競争的事業者は、ベルアトランティックから直接電話番号案内サービスを購入することを選ぶか、もしくは競争事業者自身の電話番号案内センターを通じて、ベルアトランティックや第三者の電話番号案内データベースを利用している。
- ・1999年の7月、16の競争的事業者は337以上の専用中継設備を使用してベルアトランティックから電話番号案内サービスを購入しており、またその他の8の競争的事業者は共有伝送を利用してベルアトランティックから電話番号案内サービスを購入している。
- ・ベルアトランティックは電話番号案内を求める競争事業者に対し、ベルアトランティックが一般に相互接続中継線を提供する場合と同じ条件で中継線を提供しており、競争的事業者の中継線の設置に要する期間は、ベルアトランティック自身のFeature Group D trunksの設置に要する期間よりも短い。
- ・競争的事業者が自身の電話番号案内サービスを提供する場合、競争的事業者はカスタマイズされたルーティングを使用することにより、自身の電話番号案内設備をベルアトランティックの交換機に相互接続することが出来る。

オペレータサービス

- ・競争的事業者は同様に、ベルアトランティックからオペレータサービスを購入する、もしくは競争的事業者自身のオペレータサービスセンターに頼るといった選択肢を有する。
- ・1999年の7月において、11の競争的事業者が、115以上の専用伝送設備を使用して、ベルアトランティックからオペレータサービスを購入しており、またさらに8の事業者は共有伝送を使用してオペレータサービスを購入している。
- ・競争的事業者が自身のオペレータサービスを提供する場合、カスタマイズされたルーティングを使用することにより、自社のオペレータサービス設備をベルアトランティックの交換機に相互接続することが出来る。
- ・電話番号案内の場合と同様に、ベルアトランティックはオペレータサービスを求める競争事業者に対し、ベルアトランティックが一般に相互接続中継線を提供する場合と同じ時間及び条件で中継線を提供しており、競争的事業者の中継線の設置に要する平均時間は、ベルアトランティック自身のFeature Group D trunksの設置に要する時間よりも短い。

訳は仮訳。

( 概略 )

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

## 14項目のチェックリスト

～ ( ) 他の電話会社の電話交換サービスの顧客を合理的な条件でアルファベット順電話帳 (White Pages Directory) への掲載～

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

他の通信事業者の電話サービスの顧客のための電話帳への番号掲載。

LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

### ベルアトランティック

- ・ ニューヨークの競争的事業者はベルアトランティックの電話帳を広範に使用している。
- ・ 1999年の7月、ベルアトランティックの電話帳には、340,000件以上のニュー YORKの競争事業者のために基本的なWhite Pageの電話番号掲載が行われた。
- ・ ベルアトランティックは、競争事業者の掲載と自身の掲載をアルファベット順に混ぜ、同じ字体とフォーマットを使用して、非差別的な形式で印刷を行っている。
- ・ 競争的事業者はベルアトランティック自身の小売作業と同様の入力提出締切日が与えられる。
- ・ 競争的事業者の掲載は、ベルアトランティックの掲載と同様の処理、エラー検索、訂正処理を経て入力される。
- ・ また、ベルアトランティックは競争的事業者に対し、掲載が正しく入力されているかどうかを確認するために、競争的事業者の顧客の掲載を前もって見る機会を与えている。
- ・ ベルアトランティックは競争的事業者の顧客に対し、自身の小売顧客に配布するのと同様の方法かつ同様の時期に電話帳を配布している。

訳は仮訳。

( 概略 )

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】



# 14項目のチェックリスト ~ ( ) (電話番号付与に関するガイドライン、計画または規則が発行されるまでの間) 他 他の電話会社の顧客へ割り当てる電話番号への差別のないアクセス ~

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

電気通信番号のガイドライン、計画又は規則が制定される日まで実施される、他の通信事業者の電話サービス顧客に対する電話番号の割当てに対する非差別的アクセス。当該日の後は、そのガイドライン、計画又は規則の遵守。

LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

- 1999年7月時点で、10,000,000以上の電話番号を代表する、1068の地域局番がニューヨークの競争的事業者に割り当てられている。
- ベルアトランティックはもはや、自身、競争的事業者に関わらず、番号を割り当てる責任を負ってはいない。
- Locked Martin Information Management Servicesが北米番号計画管理者(NANPA)として、その責任を負っている。
- 市外局番が割り当てられた後、全事業者は通話を適切にルーティングするために、交換機にプログラミングを施さなければならない。
- ベルアトランティックは、自身の交換機への正確で完全なプログラミングを行うために、機械化された試験手順“Verification Evaluation Testing System”を用いており、1999年の8月において、ベルアトランティックは競争的事業者に対し、32の市外局番について試験を行った。
- ベルアトランティックはこれらの試験を時間通りに、通常5営業日以内に実施した。

訳は仮訳。

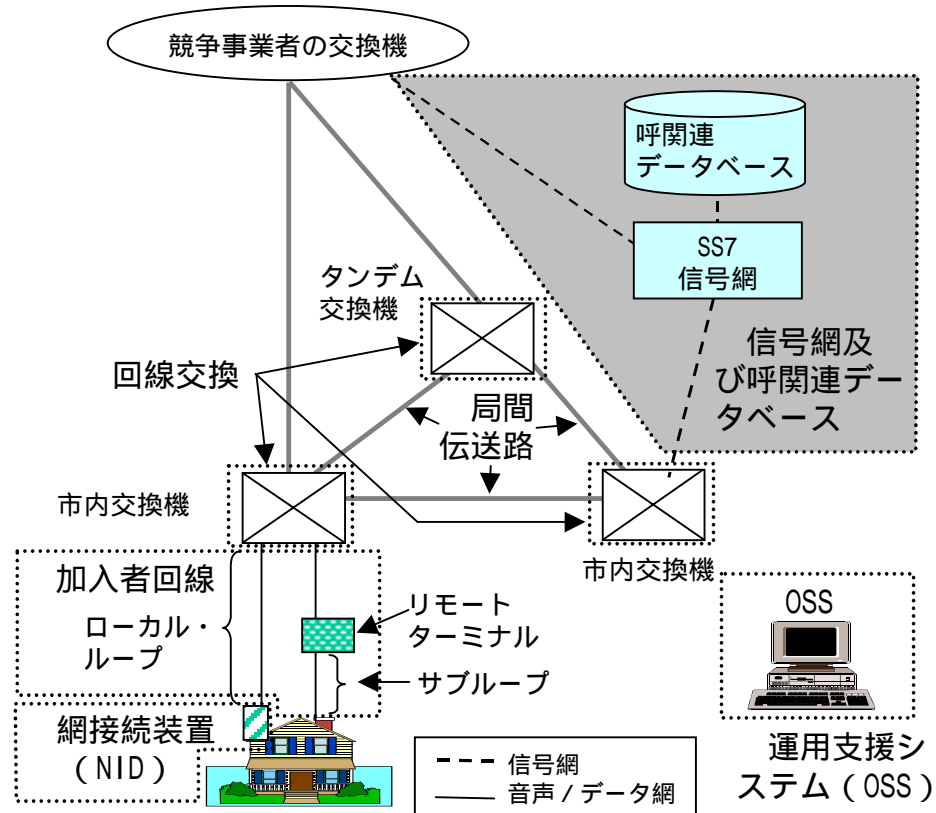
(概略)

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

呼の経路選択及び完了に必要なデータベース及び関連信号への非差別的アクセス。

信号網及び呼関連データベースのアンバンドル



LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

信号

- ・ベルアトランティックは競争的事業者に対し、自身のSS7信号網（及び同信号網を通して、同信号網と接続されているデータベース）へのアクセスを提供している。
- ・1999年の8月において、ベルアトランティックは34の競争的事業者に対し、直接又はハブ事業者を通して、ベルアトランティックの信号網へのアクセスを提供している。
- ・ベルアトランティックは同様の相互接続方法を、長距離事業者、独立系電話会社、移動体事業者に提供している。
- ・加えて、アンバンドルされた交換機、またはアンバンドルされた要素プラットフォームを購入する全ての事業者は、自動的に信号へのアクセスを行うことができる。
- ・ベルアトランティックはあらゆる場合において、自身の信号網へのアクセスを非差別的に提供している。
- ・ベルアトランティックは信号網への接続を、自身に提供する際も、競争的事業者に提供する際も、同じ設備、装置、人員を利用している。
- ・ベルアトランティックのネットワーク上の全信号トラフィックは、混ぜられ、並べられて、非差別的にルーティングされる。

データベース

- ・ベルアトランティックは競争的事業者に対し、全通話関連データベースへの非差別的アクセスを提供している。
- ・競争的事業者のデータベースへの問い合わせは、ベルアトランティック自身の問い合わせと混ぜられ、先着順に処理される。

訳は仮訳。

（概略）

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

委員会が、第251条に従って番号ポータビリティを要求する規則を発出する日まで適用される、通話転送、インワード・ダイヤリング・トランク方式その他の類似の措置により、可能なかぎり機能、品質、信頼性及び利便性を損なわないようにした暫定的な番号ポータビリティ。当該日の後は、当該規則を完全に遵守する。

相互接続

LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

- ・ベルアトランティックはニューヨークの全端局において、長期間ナンバーポータビリティを実施しており、競争的事業者に対し、過去に承認された連邦約款に基づいて、長期間ナンバーポータビリティを提供している。
- ・1999年の7月において、ベルアトランティックは23の競争的事業者に対し、137,000個の電話番号について長期間ナンバーポータビリティを提供した。
- ・1999年の4月から8月にかけて、ベルアトランティックは長期間ナンバーポータビリティのみの注文のうち98%について期限を満たした。
- ・さらにベルアトランティックは、競争的事業者が長期間ナンバーポータビリティに移行できるまで、暫定ナンバーポータビリティ能力を継続している。
- ・1999年の7月、ベルアトランティックは15の競争的事業者に対し、44,000の電話番号について暫定ナンバーポータビリティを提供している。

訳は仮訳。

(概略)

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

## 14項目のチェックリスト

～ ( ) 要請している電話会社が平等なローカル・ダイヤル方法を実施するために必要なサービスや情報への差別のないアクセス～

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

要請中の通信事業者が、第251条(b)項(3)の要件に従って区域内ダイヤリング・パリティを実施できるようにするのに必要な当該サービス又は情報に対する非差別的アクセス。



第251条(b)項(3)

第251条(「相互接続」)

(b) (「全ての地域電話会社の義務」)

(3)ダイヤリング・パリティ - 地域電話サービス及び長距離電話サービスの競合する事業者にダイヤリング・パリティを提供する義務及びすべての当該事業者が、不合理なダイヤル遅延を生ずることなく、電話番号、オペレーター・サービス、電話番号案内及び電話帳掲載への非差別的なアクセスをすることを認める義務

## LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

### ベルアトランティック

- ・ベルアトランティックはニューヨークの自社サービスエリアにおいて、平等なローカル・ダイヤル方法を提供している。
- ・その結果、競争的事業者の顧客は余分な数字や、アクセス・コードをダイヤルすることなしに、地域通話をダイヤルすることができる。
- ・一旦通話がベルアトランティックのネットワークに届けば、通話はベルアトランティックのネットワークから発せられたいかなる通話とも同等に扱われる。
- ・従って、ダイヤルの遅延、通話の完了、伝送品質に関して、競争的事業者の顧客による通話とベルアトランティックの顧客による通話との間にはいかなる差違も存在しない。
- ・加えて、LATA内市外の平等なダイヤル方法はチェックリストの項目ではないが、ベルアトランティックはニューヨークにおいてLATA内市外の平等なダイヤル方法を実施している。

訳は仮訳。

( 概略 )

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

第252条(d)項(2)の要件に従った相互補償取り決め。



第252条(d)項(2)

第252条 ( 「 交渉、仲裁及び協定の手続き 」 )

(d) ( 「 料金決定基準 」 )

(2) 通信の伝送料及び着信料 -

(A) 総括規定 - 既存地域電話会社に第251条(b)項(5)を遵守させるために、州委員会は、次のいずれにも該当する場合を除き、相互補償条件を正当かつ妥当なものとはみなさない。

( ) 当該条件が各事業者のネットワーク施設上での相手方事業者のネットワーク施設から発信された通話の伝送及び着信に関連する費用の各事業者による相互回収を規定していること。

( ) 当該条件が当該費用を当該通話の着信の追加費用の妥当な概算値に基づき決定していること。

(B) 解釈の原則 - 本(2)は次のように解釈してはならない。

( ) ( ビル・アンド・キープ協定のような ) 相互回収を放棄する協定を含めて費用の相互回収を相互の義務の相殺によって行う取決めを排除する。

( ) 通話を伝送し又は着信させる追加費用を独自に策定するための料金規制手続きにたずさわる権限を委員会若しくは州委員会に与えるよう、又は事業者に当該通話の追加費用に関する記録を保存するよう要求する。

LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

ベルアトランティック

- ・ベルアトランティックは競争事業者に対し、ベルアトランティックの顧客からの地域通話の着信について、相互補償を提供している。
- ・1999年の最初の7ヶ月間、ニューヨークにおいてベルアトランティックは毎月平均2,500,000,000分のトラフィックを、27の地域電信事業者と交換している。
- ・同時期において、ベルアトランティックは98,000,000ドルを競争的事業者を支払っているが、ベルアトランティックが相互補償支払いとして競争的事業者から回収した金額はわずか7,500,000ドルであった。

訳は仮訳。

( 概略 )

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】



## 14項目のチェックリスト ~ ( ) 電気通信サービスの再販 ~

96年米国通信法271条(c)項(2)(B)( )

電気通信サービスは、第251条(c)項(4)及び第252条(d)項(3)の要件に従って再販売に利用できること。



### 第251条(c)項(4)

第251条(「相互接続」)

(c) (「既存地域電話会社の追加義務」)

(4)再販売 - 次に掲げる義務

- (A) 公衆通信事業者が電気通信事業者でない加入者に小売で提供するいかなる電気通信サービスも、再販売のために卸売り料金で提供すること。
- (B) 州委員会が、本条に基づき委員会が定めた規則に従い、ある範疇の加入者のみが小売で利用可能な電気通信サービスを卸売り料金で受ける再販売事業者が、当該サービスを異なる範疇の加入者に提供することを禁じることができる場合を除き、当該電気通信サービスの再販売を禁止しないこと、及び不合理な又は差別的な制約又は制限を当該再販売事業者に課さないこと。

### 第252条(d)項(3)

第252条(「交渉、仲裁及び協定の手続き」)

(d) (「料金決定基準」)

- (3) 電気通信サービスの卸売価格 - 第251条(c)項(4)の適用上、州委員会は、要請された電気通信サービスの加入者が負担する小売料金に基づき、地域電話会社が回避するマーケティング、請求、収納その他の費用に帰する部分を除いて、卸売料金を決定する。

## 14項目のチェックリスト ~ ( ) 電気通信サービスの再販 ~

### LATA間長距離サービス提供に関するベル系地域電話会社の主な申請内容

#### ベルアトランティック

- ベルアトランティックは、通信事業者ではない顧客に対して小売で提供している全ての電気通信サービスを、リセール用に卸売り価格で提供している。
- 1999年の7月において、ベルアトランティックは65以上の競争事業者に対して314,000の再販回線を提供した。
- その中には、250,000以上のビジネス用回線、63,000以上の住宅用回線を含んでいる。
- 再販回線に対する需要が伸びている中で、ベルアトランティックは一貫して時間通りに再販サービスを提供している。
- 5月から7月にかけて、ベルアトランティックの障害報告率、修理計画の欠損、再障害報告等の再販サービス注文の処理実績はベルアトランティックの小売注文の処理実績に匹敵した。
- さらにKPMGIは、ベルアトランティックの再販回線の提供能力が、現在ベルアトランティックが提供している量をはるかに超えていることを立証した。

訳は仮訳。

( 概略 )

【出典：ベルアトランティックによる第271条申請書】

【通信法第272条】

### 3 . 子会社分離要件

# 子会社分離要件

分離子会社及び親会社であるベル系地域電話会社に課せられる要件 ~ 子会社分離要件：米国通信法第272条 ~

## 米国通信法 第272条 [47 U.S.C. 272] 分離関連会社；保障措置

### (a) 競争分野での活動のために必要とされる分離関連会社 -

(1) 総括規定 - 第251条(c)項の要件に服する地域電話会社であるベル系運用会社（いかなる関連会社をも含む。）は、(2)に規定するいかなるサービスをも、次の一社以上の関連会社を通じてそのサービスを提供するのでない限り、提供することは出来ない。

(A) 第251条(c)項の要件に従わなければならないいかなる電話会社とも分離されているもの。

(B) (b)項の要件を満たすもの。

(2) 分離関連会社が必要とされるサービス - (1)によって分離関連会社によることが必要とされるサービスは、次のものをいう。

(A) 製造活動（第273条(h)項に定めるところによる。）

(B) 以下のものを除くLATA間電気通信サービスの発信

( ) 第271条(g)項(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)に規定される付帯的なLATA間サービス

( ) 第271条(b)項(2)に掲げる営業区域外発信サービス

( ) 第271条(f)項に掲げるすでに許可されている活動

(C) 電子出版（第274条(h)項に定めるところによる。）及び警報監視サービス（第275条(e)項に定めるところによる。）以外のLATA間情報サービス

### (b) 構造上及び取引上の要件 - 本条によって要求される分離関連会社は、次による。

(1) ベル系運用会社とは独立して運営しなければならない。

(2) 帳簿類、記録及び会計勘定書を自らがその関連会社であるベル系運用会社によって維持される帳簿類、記録及び会計勘定書とは分離し、かつ、委員会が規定する方法で維持しなければならない。

(3) 自らがその関連会社であるベル系運用会社とは別個の執行役員、取締役及び被用者を有しなければならない。

(4) 不履行の際には、債権者がベル系運用会社の資産による償還請求をすることを認めるいかなる協定による信用供与をも受けることはできない。

(5) 自らがその関連会社であるベル系運用会社との取引はすべて、独立当事者間の取引とし、かかる取引はすべて書類によるものとし、公衆の査閲に供しなければならない。

訳は仮訳。

## 子会社分離要件

分離子会社及び親会社であるベル系地域電話会社に課せられる要件 ~ 子会社分離要件：米国通信法第272条 ~

- (c) 差別を行わないことの保障措置 - (a)項に規定する関連会社との取引において、ベル系運用会社は次による。
- (1) 同社又はその関連会社とその他のいかなる機関との間でも、財、サービス、設備及び情報の提供若しくは調達に関して又は標準の設定に関して差別することはできない。
  - (2) (a)項に規定する関連会社とのあらゆる取引について、委員会が指定し又は承認した会計原則に従って、報告しなければならない。
- (d) 2年ごとの監査 -
- (1) 一般的要件 - 本条に基づいて分離関連会社を運営することが必要とされる会社は、当該会社が本条及びこれに基づいて公布される規則に従っているかどうか、特に当該会社が (b) 項に基づく分離会計要件に従っているかどうかを判定するために、独立した監査人によって2年ごとに実施される連邦と州による共同監査を受け、これの費用を支払わなければならない。
  - (2) 委員会及び州委員会への結果の提出 - (1)に規定する監査人は、委員会及び、監査対象の会社がサービスを提供している各州の委員会に対して、監査の結果を提出しなければならない。この委員会はかかる結果を公衆の査閲に供しなければならない。いずれの当事者も最終監査報告において意見を提出することができる。
  - (3) 文書の閲覧 - 本項に基づく監査及び検証を実施するために、次の措置が必要である。
    - (A) 独立監査人、委員会及び州委員会は、本条に基づき認められた特定の活動に関連する会社間の取引を確認し、料金規制に必要な関連会社の財務報告書及び記録を閲覧すること。
    - (B) 委員会及び州委員会は、本条に基づく監査を実施するあらゆる監査人の作業書類及び証拠資料を閲覧すること。
    - (C) 州委員会は、本条により提出された専有情報の保護を保障するための適切な手続きを実施すること。
- (e) 特定の要求事項の履行 - ベル系運用会社及び第251条(c)項の要件に服する関連会社は、次による。
- (1) ベル系運用会社が当該電話サービス及び交換アクセスを自らに対して又はその関連会社に対して提供している期間と同じ期間中は、関連会社以外の期間による電話サービス及び交換アクセスに対するいかなる要求をも履行しなければならない。
  - (2) (a)項に規定する関連会社に提供する交換アクセス・サービスに関してのいかなる設備、サービス又は情報も、当該設備、サービス又は情報を同市場における他のLATA間サービス提供者にも同じ条件で提供しないかぎり、提供してはならない。
  - (3) ベル系運用会社が(a)項に規定する関連会社に対して請求し、又は(自らのサービスの提供のためにアクセスを利用している場合は)自らに対して帰属させる同社の電話サービス及び交換アクセス・サービスへの接続料金は、関連会社でない長距離通信事業者に対して、当該サービスについて請求している金額より少ない額であってはならない。
  - (4) LATA間又はLATA内の施設及びサービスがすべての通信事業者に対して同一の料金で利用できるようになっており、かつ、原価が適正に配賦されているかぎり、これらの施設及びサービスをそのLATA間サービスの関連会社に提供することができる。

訳は仮訳。

## 子会社分離要件

分離子会社及び親会社であるベル系地域電話会社に課せられる要件 ~ 子会社分離要件：米国通信法第272条 ~

### (f) 規制の終了 -

- (1) 製造及び長距離通信 - 本条の規定（(e)項を除く。）は、ベル系運用会社の製造活動又はLATA間電気通信サービスに関して、当該ベル系運用会社（又はその関連会社）が第271条(d)項に基づいてLATA間電気通信サービスの提供を認められた期日の3年後に適用を終了する。ただし、委員会が規則又は命令によりこの3年の期間を延伸した場合はこの限りではない。
- (2) LATA間情報サービス - 本条の規定（(e)項を除く。）はベル系運用会社の情報サービスに関して、1996年電気通信法の制定日の4年後に適用を終了する。ただし、委員会が規則又は命令によりこの4年の期間を延伸した場合は、このかぎりではない。
- (3) 既存権限の保持 - 本項のいかなる規定も、公共の利益、便宜及び必要に適合する保障処置を命ずる本法の他のいかなる条に基づく委員会の権限をも制限するものと解釈してはならない。

### (g) 共同マーケティング -

- (1) 関連会社による電話サービスの販売 - 本条によって設置が必要とされるベル系運用会社の関連会社は、当該ベル系運用会社が同一又は類似のサービスを提供する他の機関による同社の電話サービスのマーケティング及び販売を認めないかぎり、同社によって提供される電話サービスをマーケティングし、販売することはできない。
- (2) ベル系運用会社による関連会社のサービスの販売 - ベル系運用会社は、本条によって設置が必要とされる関連会社によって提供されるいかなるLATA間サービスをも、その営業区域のある州内においてマーケティングし、又は販売することはできない。ただし、ベル系運用会社が第271条(d)項に基づいてLATA間サービスを提供することが許可された場合は、このかぎりではない。
- (3) 解釈の原則 - 本項に基づいて認められるサービスの共同のマーケティング及び販売は、(c)項の非差別禁止規定に違反するとはみなさない。

- (h) 移行期間 - ベル系運用会社が1996年電気通信法の制定日において従事していたいかなる活動に関しても、本条の要件に従うために当該会社には当該制定日から1年の移行期間を与える。

訳は仮訳。

米国では、ベル系地域電話会社が長距離サービスに進出する場合、当面は、人事（情報）、財務、営業面で独立した子会社によりサービスを提供することが条件として課されています。

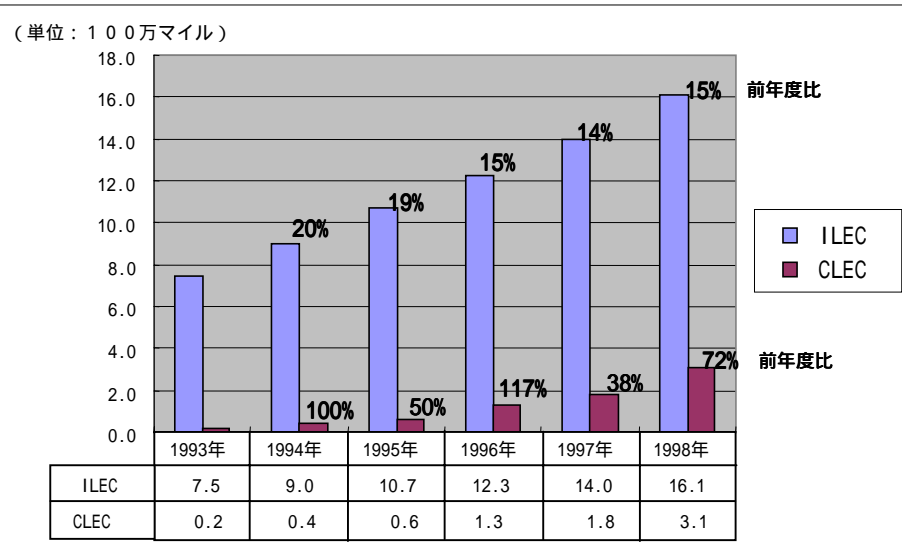
## 全米におけるCLECの参入状況

全米193のLATAのうち、175のLATAに設備ベースの競争事業者が存在している。  
 1999年半ば時点では、競争事業者自前の加入者回線は、全米の3%～4%を占めると推定される。  
 競争事業者自前の光ファイバー全容量は、ローカル市場の伝送に利用可能な全容量の16%を占める。（図表1参照）

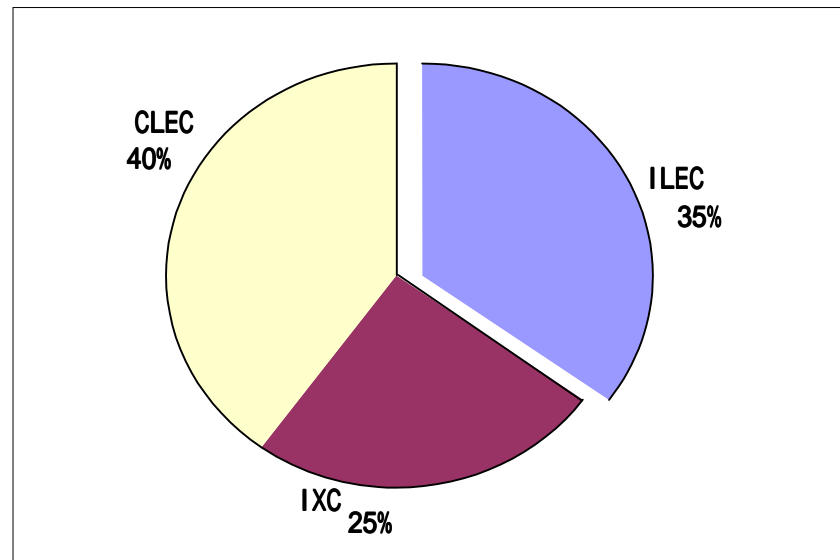
競争事業者及び長距離通信事業者は、ローカル市場で第一四半期で100万回線以上を敷設。ローカル市場で4%の回線を獲得、ローカルサービス収入も6%以上に増加。

競争事業者は、事務用回線市場において、1999年第3四半期に全新規回線の65%を獲得。（図表2参照）

（図表1）ILEC・CLECの全米における光ファイバーの長さ



（図表2）ILEC・CLECの第3四半期事務用新規回線獲得数シェア



・出典：FCC「Local Competition」（1999年8月）、FCC「Trends in Telephone Service」（2000年3月）、FCC「Telecommunications @ the Millennium」

\* ILEC：既存地域電話会社、CLEC：競争事業者、IXC：長距離通信時御者

競争状況比較表（ニューヨーク州・テキサス州の例）

項目	ベルアトランティック （ニューヨーク州）	SBC コミュニケーションズ （テキサス州）
CLEC との認可済み相互接続協定数	74	237
設備ベース CLEC 事業者数	35	48
リセール CLEC 事業者数	65	114
CLEC の住宅用回線数	237,000	224,000
CLEC の事務用回線数	882,000	1,073,000
CLEC の全回線数	1,317,000	1,317,000
OSS インターフェイス数	Pre-Order 4 Order 2	Pre-Order 4 Order 2
コロケーション協定数	776	695
割当番号数	180,000	148,220
DSL ループ数	1,165	960
地理上の競争	ニューヨーク州のワイヤーセンターの 10%、大方、300 平方マイルのニューヨーク市に限定されている。	テキサス州の 300 市内通話エリアのうち 299 のエリアで CLEC が提供している。

・出典：SBCコミュニケーションズ・ホームページ「State of Competition: Texas vs. New York」

\* ILEC：既存地域電話会社、CLEC：競争事業者



## ニューヨーク州

- ・ニューヨーク州は、米国において最も設備ベースの競争が進んでいる。
- ・CLECは、ニューヨーク州で少なくとも47個の音声交換機、約6,000マイルの光ファイバーを敷設している。
- ・ニューヨーク州で最も購買力のあるニューヨークのメトロ地域（LATA132）では、AT&T、MCI、タイムワナー等のCLECが存在する。
- ・AT&Tは、メトロ地域において最もファイバーの敷設が盛んでTCGのネットワークを獲得し現在では1,400マイルのファイバーを敷設している。そらのネットワークは800以上の建造物に接続している。

競争事業者のアクセス回線数の合計

競争事業者のアクセス回線数の合計	
設備ベース	651,793
リセール	314,332
UNEプラットフォーム	152,055
<b>合計</b>	<b>1,118,180</b>

## テキサス州

- ・CLECはSBCコミュニケーションズ（サウスウェスタンベル）のテキサス州サービス地域の1400万地域回線以上、全回線の約12%を提供している。
- ・1998年4月以来、当該地域の新規事務用回線の85.3%をCLECが獲得している。
- ・テキサス州事務用市場の23.5%（1,073,099回線）を獲得。（下記参照）
- ・CLECは73,000の住宅用回線を自前のネットワーク設備で提供している。（下記参照）

	事業者数	アクセス回線数		営業区域内の回線数シェア	
		住宅用	事務用	住宅用	事務用
設備事業者数	48	73,619	925,143	1.2%	20.3%
リセール事業者数	114	170,464	147,956	2.7%	3.2%
<b>合計</b>	<b>162</b>	<b>244,083</b>	<b>1,073,099</b>	<b>3.8%</b>	<b>23.5%</b>

\* ILEC：既存地域電話会社、CLEC：競争事業者

・出典：ベルアトランティック、SBCコミュニケーションズ各申請資料